

〔第1号議案〕

日本司法福祉学会 2021 年度活動報告

- ・ 2021 年 4 月 1 日
選挙管理委員会から理事・監事立候補者の受付についての公示（学会ホームページ上）
- ・ 2021 年 5 月 19 日
理事・監事立候補者の発表、信任投票の依頼（郵送）
- ・ 2021 年 6 月 18 日～21 日
アジア犯罪学会（ACS2020）オンデマンド
（日本司法福祉学会会員による企画）
A Comparative Study on Addiction Recovery Movements: What can we learn from experiences in Australia, Japan and Nepal
Masahiko Mizuto(Chair)
Takehiro Ichikawa, Chie Morihisa, Suyash Rajbhandari, Stuart Ross
- ・ 2021 年 6 月 30 日
理事・監事の投票結果の公表（学会ホームページ上）
- ・ 2021 年 7 月 26 日
日本司法福祉学会編「司法福祉（全面改訂版）」の編集方針確定（2023 年 3 月刊行予定）
分担執筆者に執筆依頼（郵送）
- ・ 2021 年 9 月 26 日
2021 年度第 1 回理事会・新旧役員引継ぎ会（オンライン）
- ・ 2021 年 10 月 1 日～30 日
総会に代わる議事の学会ホームページへの提示、会員の葉書による承認

〔お詫び〕

この総会において新旧役員交代の時期を 2021 年 10 月 1 日とすると会員の皆様にお知らせし、新役員の活動は同日開始しました。ところが、学会「理事・監事選挙規則」第 3 条第 2 項において「当選理事・監事の任期は選挙を行った年度の総会終了後から次の選挙を行った年度の総会終了までとする。」と規定されています。その規定からは新旧役員交代の時期は 2021 年 11 月 1 日でなければなりません。コロナ禍で対面の総会が開催できず総会に代わる書面での議案提示、葉書による採決となったという新たな状況下で起きた混乱でしたが、理事会は学会規則を遵守した活動を行う必要があったと反省しております。

- ・ 2021 年 12 月 11 日
日本司法福祉学会第 21 回全国大会（オンライン）

- ・2021年12月19日
2021年度第2回（第8期第2回）理事会
- ・2021年12月25日
学会誌「司法福祉学研究」第21号刊行
- ・2022年2月11日（午前）
2021年度第3回（第8期第3回）理事会
- ・2022年2月11日（午後）
司法福祉研究集会（オンライン）
2021年改正少年法を考えるシンポジウム「特定少年、犯情と要保護性」
シンポジスト
正木祐史、須藤明、松田和哲
指定討論者
齋藤知子
コーディネーター
藤原正範
会員、非会員合計103名が参加

各委員会からの報告

1. 総務委員会

- ・学会規約及び細則の見直しに向けて、問題点の洗い出しを行った
- ・文書管理規程について検討し、事務局長経由で理事会に提案した

2. 編集委員会

- ・『司法福祉学研究』第21号の編集・刊行
→2022年1月13日委託事務局に納品／同17日委託事務局より会費納入会員へ発送
- ・編集委員会メールアドレスの取得・運用

3. 国際委員会

- ・アジア犯罪学会第12回年次大会(2021年6月)に参加した
- ・会員の国際活動に関する規約案を検討している

日本司法福祉学会文書等管理規程

(目的)

第1条 本規程は、日本司法福祉学会（以下「本会」という。）が管理する文書（電磁的記録を含む、以下同じ。）の保存、管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本会が作成または取得した書類、規程、学会誌、契約書、報告書等で、一定期間の保存を要するものに対して適用するものとする。

(文書管理責任者)

第3条 文書管理責任者は、事務局長とする。

(文書の保存)

第4条 文書の保存は、別に定めのある場合を除き、別表のとおりとする。
2 別表に記載のない文書については、類似文書を参考として、文書管理責任者が、会長の承認を得た上で、その保存期間を定めることができる。

(保存期間の起算)

第5条 文書の保存期間の起算日は、文書を作成または取得した年度の翌年度の4月1日とする。

(保存文書の廃棄)

第6条 保存期間を経過した文書は、文書管理責任者が、会長の承認を得た上で、廃棄するものとする。ただし、廃棄時において特に必要と認められた場合には、保存期間を延長または電磁的記録として保存することができる。
2 文書の廃棄は、当該文書の内容、個人情報の有無等を考慮して、焼却、溶解、細断等により行う。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

本規程は、令和4年6月1日から施行する。

別表

種別	保存期間	分類
1	永久	総会及び理事会の議事録 学会発行出版物（最低1冊） 決算に関する重要な文書
2	10年	契約等に関する重要な文書 規約、制度、組織の改廃等に関する文書 会員名簿、入会申込書、退会申込書
3	5年	会計勘定の記録及び整理に関する文書 役員を選出等に関する文書 理事会及び委員会メーリングリストに投稿されたメール
4	1年	第1種から第3種までに属さない文書